

のだみらいを代表いたしまして、請願第5号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願について賛成の立場で討論いたします。

野田市消費センターによれば、相談受付件数、令和2年度922人、令和3年度837人、令和4年度955人と様々な悪質商法や詐欺などが後を絶ちません。

令和4年度4月から令和5年度2月末時点での相談ベスト3では、1位、商品一般（詐欺、架空請求）、2位、化粧品（定期購入に関するトラブル）3位、工事・建設・加工（家のリフォーム、屋根やトイレの工事）等です。特に、インターネットやテレビショッピングでの定期購入に関するトラブル、訪問販売による家のリフォームのトラブルに関する相談が多く寄せられています。被害に遭わないようにどんなに気をつけていても、悪質商法は、次々と新しい手口となり、老若男女問わずトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。

このような現状を鑑みると、国に対し、消費者が拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすることや、事業者の登録制度導入、インターネットでのクーリング・オフ等を認める事や連鎖販売（マルチ取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化することは、消費者の被害拡大を防ぐことにつながります。よって、特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書に賛成とします。